

審議會務ノ處理ニ當ル

第十二條 部員會へ部長、部員、幹事ヲ以テ部長之ヲ召集シ重要  
ナル會務ヲ審議決定ス

## 第六章 會計

第十三條 本會ノ會計、會員ノ陳出シタル會費ヲ以テ當ツ

第十四條 本會ノ會計、日本勞働總同盟大阪聯合會々計別途ニス  
財產ノ保管及管理ハ日本勞働總同盟大阪聯合會々計ニヨ

リ支出ハ部員會ノ請求ヲ待チテナス

## 第七章 給付

第十六條 本會給付金受給資格者ハ加盟後引續キ滿二年處定ノ命

費ヲ完納シタル會員ニ限ル

第十七條 本會各員ニハ別項給付規定ニヨル給付ヲ爲ス

但シ受給、權利ハ他人ニ譲渡スコトヲ得ズ

第十八條 受給資格者ハ速ニ幹事ヲ以テ部員ノ手ヲ通ジ部長ニ申請

## 西班牙

部長ハ申請ニヨリ直チニ之ヲ調査シテ給付ヲ急グバシ

## 第十九條 第八章 附則

## 給付規定期

第二十條 本總理ハ日本勞働總同盟大阪聯合會ノ承認ヲ經ルニアラ

ザレハ變更ヌルヲ得ズ

但シ細則中建議ヲ生ジタル場合ハ該委員會ノ判定ニヨルエヌトス

## 一、死亡弔慰金

會館建設運動

掛る豫定を極て、買入れ資金の調達に奔走した結果、壹萬圓

位ひの資金調達は出來た。

早速、現在の事務所の土地を買ふべく數ヶ月間に亘つて交

渉を續けて居るが、價額の協定成らず今日に至つて居る。一

方また、他に土地を物色中である。

右様の事情の爲めに、特に基金募集中には努力を拂はなかつ

たので成績は甚だ悪いが、比較的には金屬労働が一番成績よ

く、殊に同組合北支部の如き、拂込金總額の約四割弱の八百

圓を完納済となつた特に感謝の意を表すものである。

## 教育出版部

會館建設基金

二、八八七、六〇

一一、〇三七、六一

(昭和八年十月七日締切)

申込額

西尾

司會者

正、米、吉

演題

資本主義と社會主義 討論を行ひ

結論

社會政策は

一、積重ねる事で社會主義には達しない

次期演題及司會者の決定

國家主義と國際主義

司會者

前田、種、男

散會十一時

鈴木文治氏歸國に際し歐洲視察講演會

八、三、二十五、午後七時半 大聯本部樓上に於て

出席者約百二十名

鈴木氏は三月二十四日朝神戸に着、同日午後八時十七分來  
阪され、梅田に迎へた組合員約二百名に擁せられて大阪  
聯合會に入つた、翌日急いで中を割いて、講演會に出席さ  
れたのである。歐洲に於けるファッショ、労働組合と日本  
労働組合の進むべき道を説かれて肝銘を與へた。

（イ）本人死亡シタル場合ソノ遺族ニ金券着替也

（ロ）同居セル會員ノ實業父母及配偶者死亡シタルトキ金券回也

（ハ）同居セル會員ノ實業祖父母又官子及入籍シタル榮子死亡シタ  
ル場合金回也

但シ出産後六ヶ月ニ満タザル實子死亡ノ場合ハ支給セズ

二、災害見舞金

（イ）同居セタル會員ノ住宅全焼セル場合ハ金券着替也、但シ世帶

主ニアラザル者及び獨身者ハ金券回也

（ロ）世帶主タル會員ノ住宅半焼シタル場合ハ金券回也、但シ世帶

主ニアラザル者及び獨身者ハ金券回也

三、病氣見舞金

（イ）會員ニシテ公私ヲ問ハズ傷病ノ故ヲ以テ休業二ヶ月以上ニ及

ビシ場合金貰給也

（ロ）會員ノ同居扶養セル家族ニシテ病傷ノタメ入院治療一ヶ月ヲ

越ヘタル場合金五四回也

四、祝儀給付金

（イ）會員ニシテ出席シタル場合金五四回也

（ロ）初婚或ハ先夫妻死別後再婚の場合ニ限ル 以上

算家未員 金 正 米 清 泉